

柏原市社会福祉協議会 地域応援団プロジェクト 割引クーポン券利用規約

(目的)

第1条 この「割引クーポン券利用規約」(以下「本規約」という)は、柏原市社会福祉協議会(以下「当会」という)が実施する「柏原市社会福祉協議会地域応援団プロジェクト」(以下「本事業」という)で提供する割引クーポン券にあたり、その諸条件を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 この事業の実施期間は、次の各号によるものとする。

- 1 割引クーポン券の有効期限を令和3年2月28日とする。
- 2 柏原エール飯(柏原エール飯は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている飲食店等を応援するプロジェクト)賛同店のエントリーシート(様式1)により登録された店舗(以下「協力店舗」)への助成金交付申請(様式2)の期限を令和3年3月31日とする。

(事業の対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のものとする。

- 1 協力店舗
- 2 大阪教育大学と関西福祉科学大学 社会福祉学部の2回生までの学生で本事業に加入する意思があり、当会や本事業、協力店舗(様式1)の啓発活動をSNSで行う意思のある者。

(割引クーポン種類)

第4条 割引クーポン券は500円×6枚綴りを1部とし、一人につき1部とする。

(利用条件)

第5条 割引クーポン券の利用条件は、次の各号のものとする。

- 1 協力店舗(様式1)にのみ利用できるものとする。
- 2 1店舗につき上限を2枚(1,000円分)とし、代金との差額は現金にて支払うものとする。ただし、金額の1円以上499円以下の端数は切り上げ、クーポン券の釣銭は支払わないものとする。
- 3 有効期限が切れた割引クーポン券は使用できないものとする。

(換金方法)

第6条 本事業の換金方法は、次の各号のものとする。

- 1 協力店舗は、割引クーポン券と助成金申請書(様式2)を当会へ提出し、当会は申請書(様式2)に記入された金融機関へ申請受付後30日以内に支払うこととする。
- 2 協力店舗で申請書(様式2)の金融機関名に「現金支払い希望」と記入された場合は申請受付後30日以内に現金で支払うこととする。

(禁止事項)

第7条 対象者は、獲得した割引クーポン券をいかなる第三者にも譲渡または貸与はできない。

対象者は、本規約にしたがってのみ割引クーポン券を利用することができ、対象者本人以外の第三者に利用させてはいけない。

(注意事項)

第8条 本規約に定める割引クーポン券は、助成金以外の目的でいかなる場合にも換金はできない。

(割引クーポンの取り消し・無効)

第9条 対象者が各号のいずれかに該当すると当会が判断した場合、対象者に事前に通知することなく、クーポン券の一部または全部を取り消すことができる。その場合、当会は対象者に対し一切の責任を負わない。

- 1 違法または不正行為があった場合
- 2 本規約、その他当会が定める規約・ルール等に違反があった場合
- 3 その他、当会の会長がクーポン券を取り消すことが適当と判断した場合

(個人情報)

第10条 対象者の情報を本事業の運営に必要な範囲内でのみ収集・使用できるものとし、当会からの電子メールを含む書面による事前の許諾なく第三者に開示、提供、漏洩または当会の運営目的以外での再利用はしないものとする。

(変更、停止、終了)

第11条 当会が必要であると判断した時は、対象者に事前に通知することなく、本事業を変更、停止または終了することができ、対象者はこれをあらかじめ承諾することとする。前述の場合において当会は、対象者に対し、一切の責任を負わない。

附則

この規約は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。